

訪問診療にかかる費用のご案内

（2021年 4月 1日 現在）

（医療保険における費用）

基本料金 （1回につき）				1割	2割	3割
往診料+初診料				1,090円	2,180円	3,260円
在宅患者訪問診療料	同一建物居住者以外の場合	在宅患者1人		890円	1,780円	2,670円
		同一患家2人以上	初診	370円	740円	1,100円
			再診+外来管理加算	130円	260円	390円

その他加算料金 （必要に応じて）
在宅時医学総合管理料 {別表}
指導に係る材料費
訪問看護指示書料
処方箋料
注射、処置、検査、画像診断料
衛生材料等
緊急時の往診料
文書料（情報提供書、紹介状、同意書等）

（介護保険における費用）

基本料金 （1回につき）		1割	2割	3割
居宅療養管理指導費Ⅰ	単一建物居住者（1人）	514円	1,028円	1,542円
	単一建物居住者（2～9人）	486円	972円	1,458円
居宅療養管理指導費Ⅱ	単一建物居住者（1人）	298円	596円	894円
	単一建物居住者（2～9人）	286円	572円	858円

（保険適用外の費用）

その他自費		
交通費（1回につき・1患家） ※税込み		330円
交通費 {深夜22:00～6:00} ※税込み		3,300円
文書料（診断書等） ※税込み		3,300円～

～支払方法について～

- * 精算は翌月、ご登録いただいた金融口座から27日に引き落としとなります。
 - 請求書は翌月、郵送または訪問時お持ちいたします
- * 現金でのお支払いを希望される方は下記のいずれかの方法によりお願いいたします。
 - 当クリニック会計にてお支払い
 - 指定口座へ振込み（振込み手数料はご負担いただきます）
 - 訪問時集金

訪問診療の在宅時医学総合管理料（施設入居時医学総合管理料）算定について

南大和クリニックでは、ご自宅で療養しておられる通院が困難な患者様のご自宅に医師が訪問し診療を行います。

2020年8月より24時間往診が可能な体制を確保し、在宅時医学総合管理料(施設入居時医学総合管理料)を算定させていただきます。[在宅療養支援診療所に登録しております]

* 別に定める(月2回) [重症度の高い]患者様	在宅時医学総合管理料別に定 める患者様の(月2回)場合		施設入居時等医学総合管理料 別に定める患者様の(月2回)場合	
単一建物診療患者の人数	1人	2～9人	1人	2～9人
在宅時医学総合管理料	5,400点	4,500点	3,900点	3,240点
訪問診療	888点×2回	213点×2回	888点×2	213点×2
計	7,176点	4,926点	5,676点	3,666点

在宅訪問診療(月2回) の場合	在宅訪問診療(月2回)の場合		施設入居時宅訪問診療 (月2回)の場合	
単一建物診療患者の人数	1人	2～9人	1人	2～9人
在宅時医学総合管理料	4,500点	2,400点	3,200点	1,700点
訪問診療	888点×2回	213点×2回	888点×2	213点×2
計	6,276点	2,826点	4,976点	2,126点

在宅訪問診療(月1回) の場合	在宅訪問診療(月1回) の場合		施設入居時訪問診療(月1回) の場合	
単一建物診療患者の人数	1人	2～9人	1人	2～9人
在宅時医学総合管理料	2,760点	1,500点	1,980点	1,080点
訪問診療	888点×1回	213点×1回	888点×1	213点×1
計	3,648点	1,713点	2,868点	1,293点

介護保険(月2回を限度)	単一建物(1人)	建物(2～9人)
居宅療養管理指導費(I)	514単位/回	486単位/回
居宅療養管理指導費(II)	298単位/回	286単位/回

* 別に定める(重症度の高い)患者様とは

1.以下の疾病等に罹患している状態

末期の悪性腫瘍、スモン、難病の患者に対する医療費等に関する法律に規定する指定難病、後天性免疫不全症候群、脊髄損傷・真皮を超える褥瘡

2.以下の処置等を実施している状態

人工呼吸器の使用、気管切開の管理、気管カニューレの使用、ドレーンチューブ又は留置カテーテルの使用、人工肛門・人工膀胱の管理、在宅自己腹膜灌流の実施、在宅血液透析の実施、酸素療法の実施、在宅中心静脈栄養法の実施、在宅成分栄養経管栄養法の実施、在宅自己導尿の実施、植え込み型脳・脊髄電気刺激装置による疼痛管理、携帯型精密輸液ポンプによるプロスタグランジン₂製剤の投与

加算について(上記の基本額に各々の医療行為によって加算になります)

※酸素、IVH、経管栄養、人工呼吸器、気管切開を行っている方は管理料がかかります。

※採血などの検査、臨時往診、点滴や注射などの処置等を行った場合

※包括的支援加算(150点)[重症度の高い患者様を除く]

- ①要介護(2)以上又は障害者支援区分2b以上の状態
- ②認知高齢者の日常生活自立度ランク2b以上の状態
- ③週1回以上の訪問看護を受けている状態
- ④訪問診療又は訪問看護で注射・喀痰吸引・鼻腔栄養の処置を受けている状態
- ⑤特定施設等の入居者の場合には、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態
- ⑥その他関係者との調整等の為に特別な医学管理を必要とする状態

以上①～⑥のいずれかに該当する患者様

2021年4月1日
南大和クリニック 訪問診療